

高松市循環型社会形成推進地域計画

令和2年4月

香 川 県 高 松 市

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	3
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物（ごみ）等の処理の現状	3
(2)	一般廃棄物（ごみ）等の処理の目標	4
3	施策の内容	5
(1)	発生抑制、再使用、再資源化の推進	5
(2)	処理体制	7
(3)	処理施設の整備	9
(4)	施設整備に関する計画支援事業	9
(5)	その他の施策	9
4	計画のフォローアップと事後評価	10
(1)	計画のフォローアップ	10
(2)	事後評価及び計画の見直し	10

添付資料

別添 1	対象地域図
別添 2	一般廃棄物等の処理の現状と目標の設定に関するグラフ
別添 3 (1/2)	現状における分別ごみ区分と処理体制
別添 3 (2/2)	将来における分別ごみ区分と処理体制
別添 4	洪水ハザードマップ
別添 4 (1/2)	津波ハザードマップ
別添 4 (2/2)	津波ハザードマップ
	※高潮のハザードマップについては、2施設とも対象地域外であるため添付しない
様式 1 (1/2)	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1
(2/2)	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1
様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2
参考資料様式 8	計画支援概要

高松市 循環型社会形成推進地域計画

令和2年 4月10日 作成
令和3年12月27日 変更
令和4年12月12日 変更

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市町村名 高松市

面積 375.65 k㎡

人口 419,696人 (平成30年10月1日現在の推計人口)

※推計人口：直近の国勢調査人口を基礎に、毎月の住民基本台帳による増減数を加減したものである。

(2) 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とする。
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央に位置する県庁所在都市で、北は瀬戸内海に面して女木島、男木島、大島などの島々が点在している。南の徳島県境には東西に走る讃岐山脈が連なり、北に向かってゆるやかに傾斜し、香東川、本津川などの水系を中心に形成された讃岐平野に市街地や田園が広がっており、市街地と田園地域を形成している。

本地域は、四国自動車道、国道11号、32号、193号や高松空港、JR、琴電など主要な交通ネットワークで結ばれており、関東圏、近畿圏や中国圏への交通の便もよく、事業所も集約しており、四国の中枢管理都市として発展している。

廃棄物処理においては、国の環境基本計画、循環型社会形成推進計画を踏まえ、各種リサイクル法にも対応する中で、分別収集体制の整備や家庭ごみの有料化を始めとして、ごみの減量や適正処理、不法投棄の防止、資源の循環利用などの各種施策に取り組んできたところである。また、平成30年3月には、「環境にやさしい持続可能な循環型社会の構築 ～もっと2Rで、ずっと高松～」を基本理念とする高松市一般廃棄物処理基本計画を策定し、次の3つの基本方針のもと、資源循環と廃棄物の適正処理による持続可能な社会の実現を目指している。

なお、令和4年度においては、高松市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行い、近年の動向や本市の施策等に沿った内容に修正を行っている。

○基本方針1 ごみの発生自体を抑制する2R（リデュース・リユース）の推進

リサイクルに比べ優先順位が高いリデュース・リユースを積極的に推進し、ごみの発生自体の抑制を図る。

○基本方針2 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進

2Rを推進してもなお、ごみとなって排出されるものについても、できる限り再資源化し、適正な循環的利用を図る。

○基本方針3 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

直営で行っている定期収集運搬の委託化、西部クリーンセンターの稼働期間終了後における次期施設のあり方の検討、不法投棄対策や災害廃棄物処理など様々な課題に対応し、質の高さと経済性・効率性を兼ね備えたごみ処理体制を、将来にわたって継続的かつ安定的に確立することを目指す。

なお、生活排水処理については、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする「高松市生活排水対策推進計画」に基づき、廃棄物部門とは別途、進行管理をしており、また、平成30年4月に発足した香川県広域水道企業団が実施する上水道事業との連携を図りながら推進する必要があるため、直ちに廃棄物処理と総合的な施策・目標を設定することが困難であることから、本計画の対象外とする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本市では、高松地区広域市町村圏振興事務組合において、本市を含む1市5町のごみを処理するなど広域的処理を行ってきたが、平成17年及び18年の市町合併に伴う同組合の解散後は、本市が1町（綾川町）のごみ処理を事務受託という形で行っているところである。

現在、本市では、西部クリーンセンターと南部クリーンセンターの2施設でごみ処理を行っているが、令和14年度末に西部クリーンセンターが稼働を終了し、南部クリーンセンターも稼働後29年を迎えるため、令和15年度以降の、ごみ処理の広域化・施設の集約化を含めた次期ごみ処理施設のあり方及び整備について、香川県ごみ処理広域化・集約化計画に定める広域化検討の同一ブロック構成市町である高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町で、ごみ処理広域第1ブロック連携会議（以下「ブロック会議」という。）を設置し協議した他、有識者で構成する高松市次期ごみ処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、検討を行った。

ブロック会議での協議の結果、同一ブロック内の香川県東部清掃施設組合が運営する香川東部溶融クリーンセンターは、令和15年度以降も稼働を継続する方針が確認されたため、同一ブロック内での施設集約化は行わないが、災害時の協力体制を構築することとなった。

また、委員会で検討した結果、最適なごみ処理体制は、以下とすることを決定した。

- ・焼却施設は、西部クリーンセンターと南部クリーンセンターを集約化し、新施設を整備する。
- ・破砕、資源化施設は、南部クリーンセンターを改造・延命化する。
- ・建設候補地は、南部クリーンセンター隣接地（既存施設を含む）とする。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

従来より、プラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、直営施設及び民間施設で分別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託している。それ以外のプラスチック使用製品廃棄物は、当面の間、破碎ごみとして収集し、破碎・焼却して熱回収を行った後、残渣を埋立処分するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。それに合わせて2R（リデュース・リユース）の推進により、住民がプラスチック使用製品の使用を減らし、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また、認定プラスチック使用製品を使用するよう本市の広報媒体等で周知・啓発を行うとともに、出前講座など、環境学習においても周知を行う予定である。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）等の処理の現状

平成30年度の一般廃棄物（ごみ）等の排出、処理状況は図1のとおりである。

なお、各焼却施設は、熱回収設備を設置し、発電及び温水の場内外での利用を実施している。

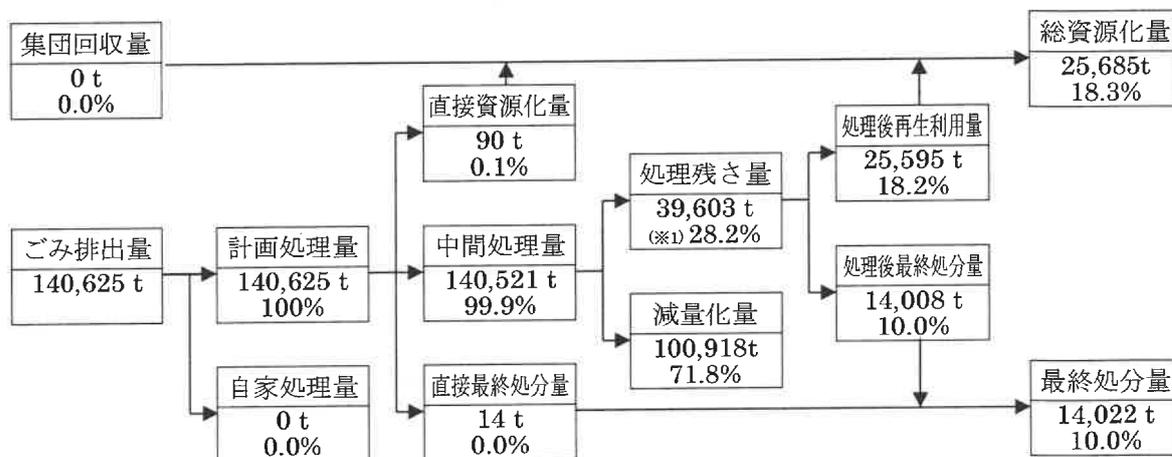


図1 一般廃棄物（ごみ）等の処理フロー（平成30年度）

※1 割合については、四捨五入の計算方法により、合計の割合と同じ数値にならない。

(2) 一般廃棄物（ごみ）等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※1 ※2) (平成30年度)	目標 (割合※1 ※2) (令和7年度)
排 出 量	事業系 総排出量	54,680 t	49,855 t (-8.8%)
	1事業所当たりの排出量	2.35 t/事業所	2.15 t/事業所 (-10.8%)
	生活系 総排出量	85,945 t	79,830 t (-7.1%)
	1人当たりの排出量	205 kg/人	193 kg/人 (-5.9%)
合 計 事業系生活系排出合計		140,625 t	129,685 t (-7.8%)
再生利用量	直接資源化量	90 t (0.1%)	63 t (0.1%)
	総資源化量	25,685 t (18.3%)	26,681 t (20.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	35,265 MWh 296,673 GJ	30,382 MWh 267,251 GJ
	最終処分量	埋立最終処分量	14,022 t (10.0%) 12,023 t (9.3%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 人口は当該年度当初の総人口、事業所数は平成21年度全産業事業所数(25,673事業所)、平成26年度全産業事業所数(23,223事業所)で算出

(1事業所当たりの排出量) = (事業系総排出量) / (事業所数)

(1人当たりの排出量) = (生活系総排出量) / (行政区域人口)

※3 現状人口は平成30年10月1日:419,696人、目標人口は一般廃棄物処理基本計画推計値:414,088人で算出

《指標の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 [単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

エネルギー回収量: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh] 及び熱利用量 [単位: GJ]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]

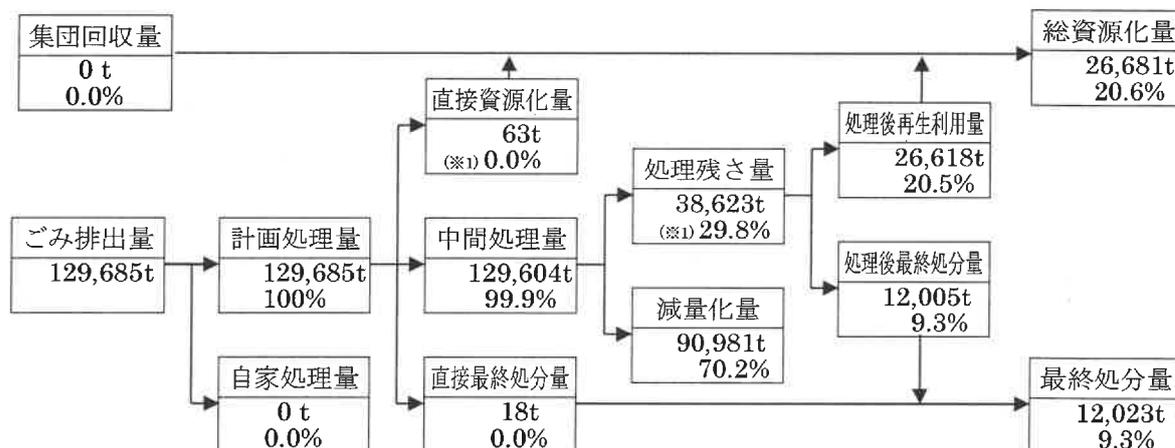


図2 目標達成時の一般廃棄物（ごみ）等の処理状況フロー（令和7年度）

※1 割合については、四捨五入の計算方法により、合計の割合と同じ数値にならない。

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用、再資源化の推進

ア 発生抑制の推進

・生活系、事業系ごみの有料化に伴う減量化効果の持続

生活系ごみについては、可燃ごみと破碎ごみの、指定収集袋の有料化を平成16年から実施しており、減量効果を維持できる方策の検討を引き続き行っていく。

また、事業系ごみについては、従量制により課金し、処理料金を徴収している。今後も、事業系ごみの適正な処理を進めるため、定期的（おおむね3年ごと）にごみ処理手数料の見直しを行う。

・食品ロス対策等の推進

食品ロスに関する状況の把握や、市民・事業者の意識向上を図り、食品ロスを始めとする食品廃棄物の減量等を推進する。

平成31年1月及び令和3年2月には、食品ロス実態調査を実施し、本市の家庭から排出される1年間の食品ロスの量を推計した。こうしたデータを元に、令和4年2月には、行政、事業者、市民等の多様な主体と連携しながら、食品ロスの削減を目的とする「高松市食品ロス削減推進計画」を策定した。引き続き、市民アンケートを実施するなど、現状把握を行うとともに、啓発資材やイベント等による意識啓発を行う。

また、家庭で利用されていない食品の寄贈を受け、フードバンク活動団体を通して子ども食堂、社会福祉施設等に提供するフードドライブを実施するとともに、フードドライブを実施する団体等を支援する。

・プラスチックごみ対策

レジ袋の削減やマイボトル・マイバッグの持参に関する周知・啓発を行うなど、プラスチックの使い捨て使用の削減を促進する取組を行うほか、プラスチックごみによる海洋汚染を防止し、瀬戸内海を「豊かな海」・「美しい海」として保全・再生するため、民間関係団体と行政が連携して、海域・陸域が一体となった海底堆積ごみの回収・処理を行うなど、海ごみへの対策を推進する。

・啓発事業

「ごみ分別ガイドブック」の発行や、スマートフォンやタブレット端末の利用者向けの「高松市ごみ分別アプリ」の配信などにより、家庭ごみの正しい出し方を周知・啓発する。また、外国語版を作成することにより、外国人への対応を図る。

ごみステーションの収集作業時においても、分別が正しくできていない場合や、出す日が違う場合などのごみには、不適物警告シール（イエローカード）に対象理由を表示し、そのごみに貼り付けて取り残すことにより、正しいごみの出し方の啓発を図る。

・環境教育の充実

たかまつミライエや瓦町FLAG等の生涯学習施設を利用して環境学習を実施するほか、環境活動団体等の協力により環境学習支援事業（出前講座）を行う。

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、小中学生や各種団体

等の見学者を随時受け入れ、ごみ処理の実情に関する理解と認識を深めるほか、南部クリーンセンターの環境学習の展示啓発施設「エコホテル」における体験学習等を通して、子どもを対象とした環境学習の充実を図る。

・事業系ごみの減量

事業系ごみの減量及び再資源化を推進するため、事業の用に供する延べ面積3,000㎡以上の建物を所有・占有又は管理する事業者を「多量排出事業者」として、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求める。また、ごみの減量があまり進んでいない事業者や計画書が提出されていない事業者に対して、適宜、必要な働きかけなどを行うほか、対象事業所の拡大を検討する。

「事業系一般廃棄物減量・再資源化マニュアル」を作成し、事業系ごみの減量・再資源化と適正処理に関する情報提供・啓発を行う。

一般廃棄物処理業許可業者を対象に、講習会を開催するなど、収集運搬業者を通じて排出事業者による適正排出の取組を促進する。

ごみ減量、再資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む市内の事業者又は店舗を、「地球にやさしいオフィス」又は「地球にやさしい店」として登録するとともに、効果を上げている事業者を「エコシティたかまつ優良事業者」として表彰し、優れた取組をPRする。

イ 再使用の推進

・リユースの機会の提供

南部クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみの中から、まだ使用可能な家具を清掃・手入れした上で市内在住の人に引き渡し、再使用を図る。

また、不要となったものの再利用を推進するため、フリーマーケットの開催情報や、民間が行うリユース事業の紹介、リユース情報の提供の場を設けることなどを検討する。

ウ 再資源化の推進

・脱炭素型行動推進員制度

地域でのごみ減量活動のリーダーとして、また市と地域とのパイプ役として地域の脱炭素型の生活様式への転換を推進する「高松市脱炭素型行動推進員」を地区ごとに委嘱し、地域ぐるみの主体的なリサイクル等脱炭素型行動の推進を図る。

・使用済小型家電リサイクル

レアメタルや貴金属などの再資源化や埋立ごみの減量を図るため、携帯電話機やデジタルカメラなどの使用済小型家電を、総合センター、コミュニティセンター、出張所、大型スーパーマーケットや家電量販店などでの回収ボックスによる回収や、南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターでのピックアップ回収、不法投棄撲滅クリーン作戦などでのイベント回収を行う。

・小型充電式電池の回収

リチウムイオン電池等が収集ごみ（破碎ごみ等）に混入することにより、リチウ

ムイオン電池等が原因で、ごみ収集車や処理施設での火災が発生していることから、専用の回収ボックスを設置し、回収を行う。

・ **中間処理残渣の有効利用**

南部クリーンセンター焼却施設で発生する熔融スラグについて、公共工事の埋め戻し材や最終処分場の覆土としての活用を図る。また、南部クリーンセンターでは、焼却処理に伴い発生する排ガスに含まれる飛灰を山元還元として処理委託し、熔融スラグについても、利用方法を検討するなど、有効利用を推進する。

・ **ごみ搬入時の展開検査及び分別指導**

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、一層の分別の徹底によるごみの減量や再資源化の推進、適正かつ安定したごみ処理を目指すため、随時、持ち込みごみの展開検査を行い、搬入禁止物の混入を防止するとともに、収集運搬業者や市民に対して、ごみの正しい分別方法や出し方についての指導・啓発を行う。

・ **羽毛布団のリサイクル**

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターへの持ち込みや臨時粗大ごみとして回収されていた羽毛布団について、有効な資源として再利用するため、無料回収を行い、羽毛リサイクル業者に資源化物として売却することで、より一層のごみの減量とリサイクルを推進する。

(2) **処理体制**

ア **生活系ごみの処理体制の現状と今後**

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

現状、本市では7分別（布類・紙類、缶・びん・ペットボトル、プラスチック容器包装、可燃ごみ、破碎ごみ、有害ごみ、臨時・粗大ごみ）で収集・処理しており、ごみの減量・資源化の取り組みを進めている。

可燃ごみは、南部クリーンセンターと西部クリーンセンターの2施設で焼却処理を行っている。

南部クリーンセンターでは、可燃ごみの焼却のほか、再生利用施設の破碎系統で破碎ごみ、選別系統で、缶・びん・ペットボトル、プラスチック、布類・紙類及び臨時・粗大ごみの自己搬入等の処理を行っている。

西部クリーンセンターでは、可燃ごみの焼却のほか、破碎処理施設で破碎ごみの処理及び金属類の資源化を行っている。

今後とも、現状の分別区分及び処理方式を堅持しながら、表2のとおり、再資源化の更なる向上を図り、最終処分量の低減に努めていく。

表2 高松市生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成30年度）				今後（令和7年度）					
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (t)	分別区分	処理方法		処理施設等		計画量 (t)
							一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却熱回収	西部CC	53,229	可燃ごみ	焼却熱回収	発電温水利用	西部CC	焼却灰再資源化又は埋立	48,119
	溶融熱回収	南部CC			溶融熱回収	発電温水利用	南部CC	溶融固化物再資源化	
破碎ごみ	破碎処理埋立	西部CC 南部CC 陶最終処分場	7,236	破碎ごみ	破碎処理埋立	破碎減容（売却）	西部CC	可燃→焼却 金属→資源化 新規最終処分場埋立	5,795
		南部CC							
缶・びん・ペットプラスチック容器	再資源化	南部CC等	11,134	缶・びん・ペットプラスチック容器	再資源化		選別圧縮	南部CC等	10,470
紙・布		（売却）	14,260	紙・布			（売却）	15,394	
有害ごみ		無害化处理	85	有害ごみ			無害化处理	52	
使用済小型家電		（売却）	2	使用済小型家電等			回収・引渡し		

- ※ 西部CC（西部クリーンセンター）、南部CC（南部クリーンセンター）
- ※ 使用済小型家電：回収ボックス・ピックアップ回収・イベント回収によるもの
- ※ 小型充電式電池：専用の回収ボックス

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、生活系の分別区分に準じ、収集、処理を行っている。また、多量排出事業所に対しては実態を把握し、減量化計画提出を義務付けるとともに、それに基づく指導を検討し、再資源化率を上げるよう指導及び啓発活動を強化していく。

それ以外の事業者についても、分別指導や事業形態に応じた指標の作成指導を行い、事業所全体でのごみの再資源化を促進する。特に少量排出事業所からの生活系ごみへの混入禁止及び適正排出方法の指導を徹底していく。

また、令和5年4月1日から事業所等から排出される使用済紙おむつの廃棄物区分について、産業廃棄物から事業系一般廃棄物に区分変更して取り扱うこととする。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うために、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	マテリアルリサイクル推進施設	マテリアルリサイクル等に関する事業	69t/日	高松市塩江町安原下第3号地内	R10-14	—
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設	エネルギー回収等に関する事業	452t/日	高松市塩江町安原下第3号地内	R10-14	—

(整備理由)

事業番号1 既存破砕施設等の老朽化、処理の集約

事業番号2 既存焼却施設の老朽化、処理の集約

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり、計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	次期ごみ処理施設整備 (事業番号1、2)に係る基本構想策定等事業	基本構想策定等	R2-R3
2	次期ごみ処理施設整備 (事業番号1、2)に係る基本計画策定等事業	基本計画策定等	R4
3	次期ごみ処理施設整備 (事業番号2)に係る環境影響評価事業	環境影響評価	R5-R8
4	次期ごみ処理施設整備 (事業番号2)に係る測量調査等事業	測量調査、地質調査、 地歴調査	R5
5	次期ごみ処理施設整備 (事業番号2)に係る造成基本設計等事業	造成基本設計、造成実 施設設計	R5-R6
6	次期ごみ処理施設整備 (事業番号2)に係る施設整備基本設計等事業	施設整備基本設計、PFI 等導入可能性調査	R6-R7

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 不法投棄対策

不法投棄防止巡回パトロールの実施、監視カメラによる監視体制の強化を図り、また、ごみの適正処理について、市民及び事業者に啓発を行うとともに、警察機関や地域市民と連携を図って不法投棄の監視体制を強化する。

また、山間地や海岸線などの広範囲にわたる不法投棄が見られる地域において、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、地域の環境美化と環境意識の向上に努める。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

平成29年3月に高松市災害廃棄物処理計画を策定するとともに、令和元年7月に、災害初動時に処理すべき行動を定めた高松市災害廃棄物処理マニュアルを定め、南海トラフ地震など大規模災害時に発生する廃棄物を、迅速かつ適正に処理できるよう備えており、同計画を定期的に見直すほか、実践的な訓練等による職員の育成を図る。

また、災害廃棄物四国ブロック協議会や香川県災害廃棄物対策連絡協議会等、関係機関との連携を図りながら、広域的な処理体制の強化に努める。

※最終処分場 南部クリーンセンター埋立処分地・高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地・綾川町一般廃棄物最終処分場を候補地とする。

ウ 個別リサイクル法に基づくリサイクル

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法など個別リサイクル法に基づく一般廃棄物の適正処理が行われるよう、その処理方法を市民に周知するなどして、適正処理へと誘導する。

エ 収集運搬体制の効率化等

直営で行っている家庭ごみ定期収集運搬について、平成30年度から4期に分けて令和7年度までに委託化を進めるなど、収集運搬体制の効率化等に努める。

オ 拡大生産者責任に基づく法整備等の働きかけ

拡大生産者責任の考え方にに基づき、環境にやさしい素材選択や分別しやすい製品設計等を促進するような法整備等の実現に向けて、他の自治体や関係機関と連携し、国等への働きかけを行う。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域は、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国及び香川県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

高松市循環型社会形成推進地域計画



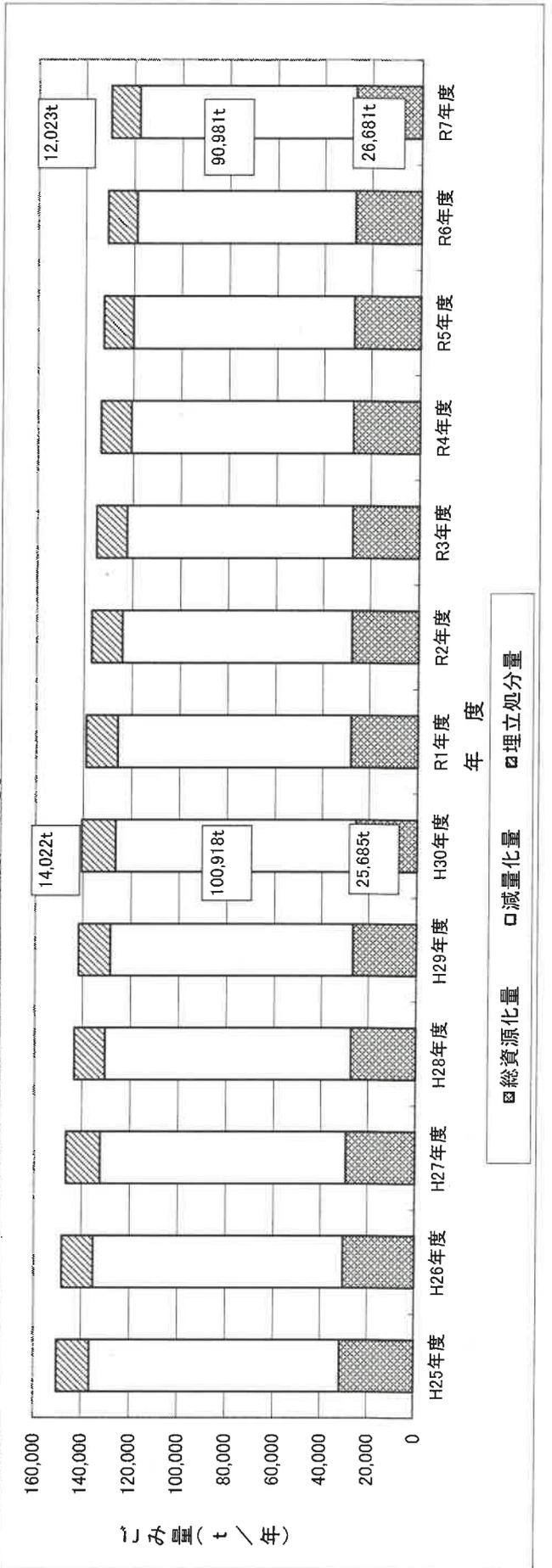
香川県内位置図



別添 2 一般廃棄物(ごみ)等の処理の現状と目標の設定に関するグラフ

指標	単位	現 状											予 測				
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度			
行政区域人口																	
事業所数																	
排出量	事業系	56,781	55,883	55,267	54,630	54,984	54,680	52,865	51,447	50,810	50,630	50,173	49,855				
	1事業所当たりの排出量	2.21	2.41	2.38	2.35	2.37	2.35	2.28	2.22	2.19	2.18	2.16	2.15				
	生活系	93,671	92,410	91,478	88,692	86,831	85,945	84,668	83,545	82,433	81,780	80,689	79,830				
	1人当たりの排出量	223	220	217	211	206	205	202	200	198	197	194	193				
ごみ排出量(事業系+生活系)	t/年	150,452	148,293	146,745	143,322	141,815	138,781	136,751	134,992	133,243	132,410	130,862	129,685				
再生利用量	t/年	71	76	73	59	52	90	66	65	65	64	63	63				
総資源化量	t/年	31,650	30,351	29,324	27,495	26,716	25,685	27,934	27,765	27,641	27,522	26,957	26,681				
エネルギー回収量	MWh/年	26,053	24,736	23,713	21,641	32,372	35,265	32,932	31,592	31,076	30,875	30,521	30,382				
減量化量	GJ/年	41,816	42,107	6,438	512	396,267	296,673	267,251	267,251	267,251	267,251	267,251	267,251				
最終処分量	t/年	104,774	104,706	102,866	102,983	101,836	100,918	97,982	96,309	94,836	92,822	91,773	90,981				
最終処分率	t/年	14,028	13,236	14,555	12,844	13,263	14,022	12,865	12,677	12,515	12,276	12,132	12,023				

※ 上段の表の行政区域人口予測については、高松市一般廃棄物処理基本計画による。
事業所数については経済センサス基礎調査(平成21年度、平成26年度)による。



現状における分別ごみ区分と処理体制

現 状 (平成 30 年)					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績量 (t)
			一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却 熱回収	発電 温水利用	西部CC	焼却灰埋立処分	103,559
	溶融 熱回収	発電 温水利用	南部CC	溶融固化物埋立処分	
破砕ごみ	破砕 処理 埋立	破砕 減容	西部CC	可燃→焼却 金属→資源化 陶最終処分場 埋立処分	11,585
			南部CC		
缶・びん・ペット・ プラスチック容器	再資源化	選別圧縮	南部CC等		11,134
紙・布		(売却)			14,260
有害ごみ		無害化処理			85
使用済小型家電		(売却)			2

※ 西部CC (西部クリーンセンター)、南部CC (南部クリーンセンター)

※ 使用済小型家電：回収ボックス・ピックアップ回収・イベント回収によるもの

将来における分別ごみ区分と処理体制

将 来 (令和7年)					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績量 (t)
			一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却 熱回収	発電 温水利用	西部CC	焼却灰 再資源化又は 埋立処分	93,983
	溶融 熱回収	発電 温水利用	南部CC	溶融固化物再資源化	
破砕ごみ	破砕 処理 埋立	破砕 減容 (売却)	西部CC	可燃→焼却 金属→資源化 新規最終処分場 埋立処分	9,786
			南部CC		
缶・びん・ペット・ プラスチック容器	再資源化	選別圧縮	南部CC等		10,470
紙・布		(売却)			15,394
有害ごみ		無害化処理			52
使用済小型 家電等		回収・引渡し			

※ 西部CC (西部クリーンセンター)、南部CC (南部クリーンセンター)

※ 使用済小型家電：回収ボックス・ピックアップ回収・イベント回収によるもの

※ 小型充電式電池：専用の回収ボックス

香東川水系香東川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



市界線



注意文
 - 本図は、香東川、内堀川、新川の洪水浸水想定区域図であり、香東川、内堀川、新川以外の河川からの浸水は反映されていません。
 - なお、香東川、内堀川、新川以外の洪水浸水区域については、対象河川毎に作成した洪水浸水想定区域図をご覧ください。

1. 制作経緯
 (1) 香東川、内堀川、新川等の河川は、香東川水系に属し、本図の洪水浸水想定区域図を作成するに当たっては、香東川水系の洪水浸水想定区域図を作成するに当たり、香東川、内堀川、新川以外の河川からの浸水は反映されていません。
 (2) 香東川、内堀川、新川以外の河川からの浸水は、香東川水系の洪水浸水想定区域図を作成するに当たり、香東川、内堀川、新川以外の河川からの浸水は反映されていません。
 (3) 香東川、内堀川、新川以外の河川からの浸水は、香東川水系の洪水浸水想定区域図を作成するに当たり、香東川、内堀川、新川以外の河川からの浸水は反映されていません。

2. 洪水浸水想定区域図の作成
 (1) 香東川、内堀川、新川等の河川は、香東川水系に属し、本図の洪水浸水想定区域図を作成するに当たっては、香東川水系の洪水浸水想定区域図を作成するに当たり、香東川、内堀川、新川以外の河川からの浸水は反映されていません。
 (2) 香東川、内堀川、新川以外の河川からの浸水は、香東川水系の洪水浸水想定区域図を作成するに当たり、香東川、内堀川、新川以外の河川からの浸水は反映されていません。
 (3) 香東川、内堀川、新川以外の河川からの浸水は、香東川水系の洪水浸水想定区域図を作成するに当たり、香東川、内堀川、新川以外の河川からの浸水は反映されていません。

・西部クリーンセンター

・南部クリーンセンター
 ・(仮)高松市次期エネルギー回収型廃棄物処理施設

凡例

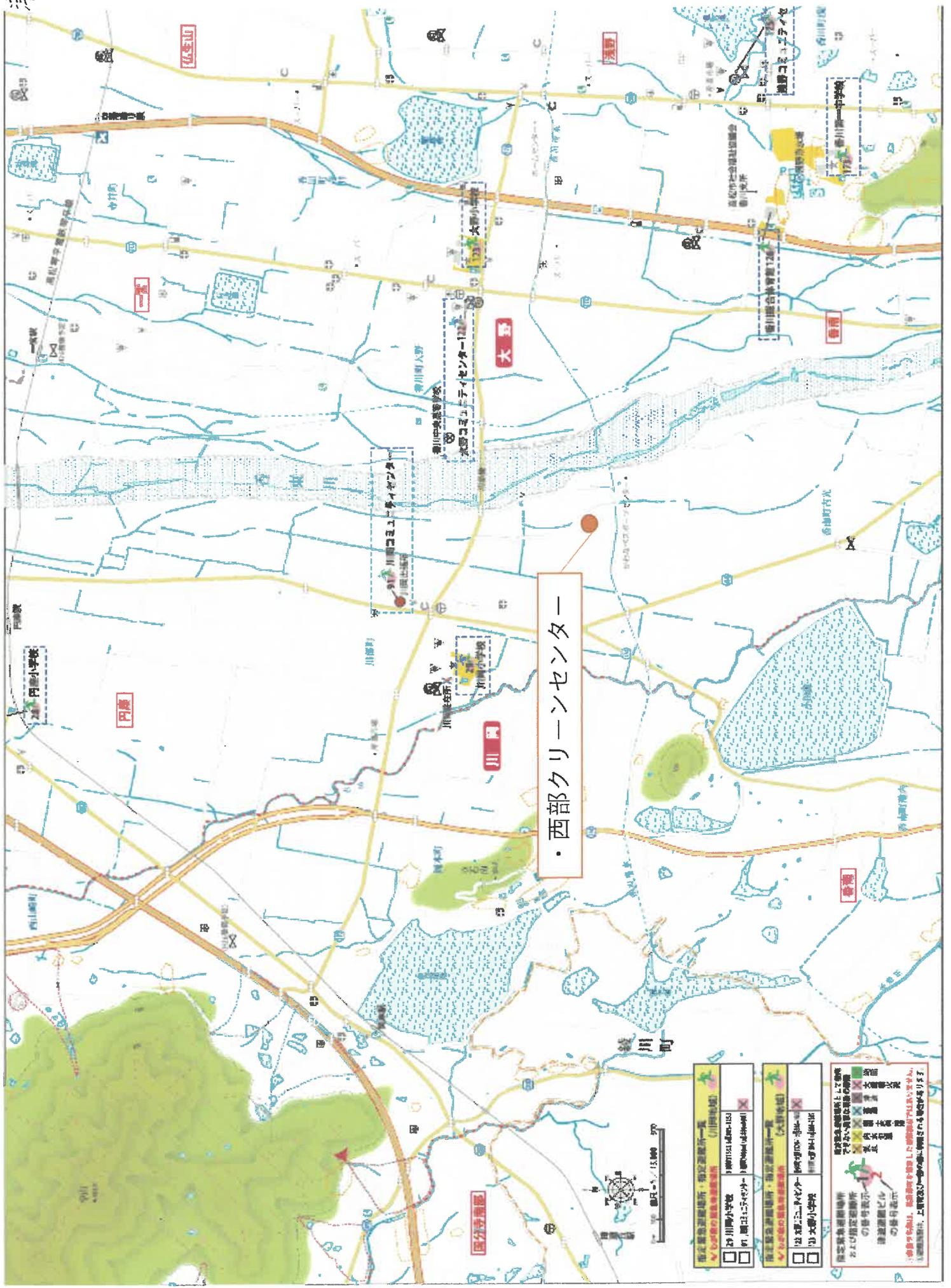
洪水した場合に想定される浸水（想定最大規模）

- 10m以上の浸水
- 3m～10mの浸水
- 1.5m～3mの浸水
- 1.5m未満の浸水

河川線
 洪水平常区域
 今後水害想定区域の対象河川



この地図は、高松市長の承認を得て、国土院の成果（高松市都市計画図1:2,500、1/10,000）を使用して作成したものです。
 (承認番号 令和3年6月28日高都第113号)



・西部クリーンセンター

指定緊急避難場所・指定避難所一帯 (川内地区)	指定緊急避難場所・指定避難所一帯 (大野地区)
<input type="checkbox"/> 24 川内小学校 <input type="checkbox"/> 25 川内コミュニティセンター <input type="checkbox"/> 26 川内公民館	<input type="checkbox"/> 27 大野小学校 <input type="checkbox"/> 28 大野公民館

指定緊急避難場所として指定された施設は、津波発生時に避難場所として利用できます。指定緊急避難場所として指定された施設は、津波発生時に避難場所として利用できます。指定緊急避難場所として指定された施設は、津波発生時に避難場所として利用できます。



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	高松市	(2)地域内人口	419,696人	(3)地域面積	375.65km ²
(4)構成市町村等名	高松市	(5)地域の要件*	人口 面積 沖繩 難島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況 組合を構成する市町村： ○○年○○月○○日 設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：					

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

*地域内人口：直近の国勢調査人口を基礎に、毎月の住民基本台帳による増減数を加減したものである。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)								目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度		
事業系 総排出量(トン)	56,781	55,883	55,267	54,630	54,984	54,680	49,855 (H30年比)	-(8.8%)	
1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.21	2.41	2.38	2.35	2.37	2.35	2.15 (H30年比)	-(10.8%)	
生活系 総排出量(トン)	93,671	92,410	91,478	88,692	86,831	85,945	79,830 (H30年比)	-(7.1%)	
1人当たりの排出量(kg/人)	223	220	217	211	206	205	193 (H30年比)	-(5.9%)	
合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	150,452	148,293	146,745	143,322	141,815	140,625	129,685 (H30年比)	-(7.8%)	
再生利用量									
直接資源化量(トン)	71 (0.0%)	76 (0.1%)	73 (0.0%)	59 (0.0%)	52 (0.0%)	90 (0.1%)	63 (0.1%)		
総資源化量(トン)	31,650 (21.0%)	30,351 (20.5%)	29,324 (20.0%)	27,495 (19.2%)	26,716 (18.8%)	25,685 (18.3%)	26,681 (20.6%)		
エネルギー回収量	26,053	24,736	23,713	21,641	32,372	35,265	30,382		
減量化量(中間処理前後の差 トン)	104,774 (69.6%)	104,706 (70.6%)	102,866 (70.1%)	102,983 (71.9%)	101,836 (71.8%)	100,918 (71.8%)	90,981 (70.2%)		
最終処分量	14,028 (9.3%)	13,236 (8.9%)	14,555 (9.9%)	12,844 (9.0%)	13,263 (9.4%)	14,022 (10.0%)	12,023 (9.3%)		

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

※ 過去の状況・現状の割合について、再生利用量、減量化量及び埋立最終処分量割合については、ごみ排出量計に対する割合。

目標の排出量の率については平成30年度に対する増減率。

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	南部クリーンセンター	高松市	連続式流動床炉型 ガス化溶融炉	300t/d	H16.3			(津波浸水深0m、高潮浸水深0m、洪水浸水深0m) 周辺道路の浸水により焼却へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互応援協定に基づき、中讃広域行政事務組合及び香川県東部清掃施設組合へ処理を依頼する。	
ごみ焼却施設	西部クリーンセンター	高松市	全通純燃流方式 ストーカ炉	280t/d	S83.3	H15.3	老朽化による稼働終了 予定	(津波浸水深0m、高潮浸水深0m、洪水浸水深3m) 施設及び周辺道路の浸水により焼却へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互応援協定に基づき、中讃広域行政事務組合及び香川県東部清掃施設組合へ処理を依頼する。	
再生利用施設	南部クリーンセンター	高松市	破砕・選別圧縮梱包	35t/5h×2	H15.3			(津波浸水深0m、高潮浸水深0m、洪水浸水深0m) 周辺道路の浸水により焼却へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互応援協定に基づき、中讃広域行政事務組合及び香川県東部清掃施設組合へ処理を依頼する。	
破砕処理施設	西部クリーンセンター	高松市	破砕・選別	100t/5h	H19.3	H15.3	老朽化による稼働終了 予定	(津波浸水深0m、高潮浸水深0m、洪水浸水深3m) 施設及び周辺道路の浸水により焼却へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互応援協定に基づき、中讃広域行政事務組合及び香川県東部清掃施設組合へ処理を依頼する。	
ストックヤード	南部クリーンセンター	高松市	溶融固化物ストッ クヤード	300m ²	H19.3			(津波浸水深0m、高潮浸水深0m、洪水浸水深0m)	
一般廃棄物最終処分場	備後終処分場第2処 分場	高松市	相好気性 サンドイッチ方式	305,800m ²	H10.3			(津波浸水深0m、高潮浸水深0m、洪水浸水深0m)	
一般廃棄物最終処分場	備後終処分場第3処 分場	高松市	相好気性 セル方式	335,000m ²	H24.8			(津波浸水深0m、高潮浸水深0m、洪水浸水深0m)	
一般廃棄物最終処分場	南部クリーンセンター 埋立処分場	高松市	相好気性 サンドイッチ方式	472,200m ²	S54.7			(津波浸水深0m、高潮浸水深0m、洪水浸水深0m)	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃棄物施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃棄物施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
エネルギー回収 型廃棄物処理施設	(仮)高松市区間 エネルギー回収 型廃棄物処理施設	高松市	未定	452t/日	令和15年3月	現有施設の老朽化のため	有 高松市西部クリーンセンター	着手:令和15年4月 完了:未定	浸水なし	プラスチック 汚染品化を実 施するための 施設整備事 業 新施設建設の遅延度の高松 市西部クリーンセンターを解 体に着手する

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業名称	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間 ※5 開始 終了	総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考	
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業		1	高松市			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	リサイクルセンター整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資源ごみ選別施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	密着・選別施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不燃品再生施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	厨芥施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ストックヤード整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	容器包装リサイクル推進施設整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※金額等、 計画支援算 の総量を もとに決定
	分別回収拠点整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小規模ストックヤード整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	簡易プレス機整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ごみ収集車整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	灰浮動施設整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の施設整備事業等(施設名記 載)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○エネルギー回収等に関する事業		2	高松市			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※金額等、 計画支援算 の総量を もとに決定
	ごみ焼却施設整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	メタンガス化施設整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ごみ燃料化施設整備事業					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の施設整備事業等(施設名記 載)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○施設整備に関する計画支援事業			高松市			184,383	9,538	12,572	25,781	80,963	55,529	174,254	9,231	11,891	24,200	73,403	55,529		
	次期ごみ処理施設整備に係る 基本構想策定等事業	1			2	3	22,110	9,538				21,122	9,231	11,891					
	次期ごみ処理施設整備に係る 基本計画策定等事業	2			4	4	25,781		25,781			24,200			24,200				
	次期ごみ処理施設整備に係る 環境影響評価事業	3			5	6	21,630			10,761	10,868	21,630				10,761	10,868	全体事業期 間:5-8	
	次期ごみ処理施設整備に係る 調査調査等事業	4			5	5	41,811			41,811		41,811				41,811			
	次期ごみ処理施設整備に係る 造成基本設計等事業	5			5	6	65,516			28,381	37,125	57,956				20,831	37,125		
	次期ごみ処理施設整備に係る 施設整備基本設計等事業	6			6	6	7,535				7,535	7,535				7,535	7,535	全体事業期 間:6-7	
	合計					184,383	9,538	12,572	25,781	80,963	55,529	174,254	9,231	11,891	24,200	73,403	55,529		

※1 事業番号については、計画本文3の第4等に示す事業番号と一致させること。

※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※3 同一施設整備であっても、交付金を受け取る事業主体ごとに記載する。

※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。

※5 関係別添付の附体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

計画支援概要

都道府県名 香川県

(1) 事業主体名	高松市					
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため					
(3) 事業名称	次期ごみ処理施設整備に係る基本構想策定等事業	次期ごみ処理施設整備に係る基本計画策定等事業	次期ごみ処理施設整備に係る環境影響評価事業	次期ごみ処理施設整備に係る測量調査等事業	次期ごみ処理施設整備に係る造成基本設計等事業	次期ごみ処理施設整備に係る施設整備基本設計等事業
(4) 事業期間	令和2年度 ～ 令和3年度	令和4年度	令和5年度 ～令和6年度 (全体：令和5年度～令和8年度)	令和5年度	令和5年度 ～ 令和6年度	令和6年度 (全体：令和6年度～令和7年度)
(5) 事業概要	次期ごみ処理施設整備に係る基本構想の策定等を行う。	次期ごみ処理施設整備に係る基本計画の策定等を行う。	次期ごみ処理施設整備に係る環境影響評価を行う。	次期ごみ処理施設整備に係る測量調査等を行う。	次期ごみ処理施設整備に係る造成基本設計等を行う。	次期ごみ処理施設整備に係る施設整備基本設計等を行う。
(6) 総事業計画額 ※1	22,110千円 うち、交付対象事業費 21,122千円	25,781千円 うち、交付対象事業費 24,200千円	21,630千円 (全体：20,555千円) うち、交付対象事業費 21,630千円 (全体：20,555千円)	41,811千円 うち、交付対象事業費 41,811千円	65,516千円 うち、交付対象事業費 57,956千円	7,535千円 (全体：20,359千円)うち、交付対象事業費7,535千円(全体：20,359千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。